

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、翌日)

目次

◇ 告 示

字の区域の変更
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良法による換地処分

土地改良事業計画の決定

開発行為に関する工事の完了(三件)

告 示

鳥取県告示第五百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による光徳西部地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十八年九月一日現在の地番による。)
大字西坪字山道端	大字西坪字山道端のうち二一五の二の一部以外の区域
大字西坪字道端	大字西坪字道端のうち二二六の四以外の区域
大字西坪字下小行谷	大字西坪字下小行谷のうち三五一の四、三五二の三、三五三の二、三五四、三五五、三五六の四、三五七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西坪字上小行谷	大字西坪字上小行谷の全域 大字西坪字山道端二一五の二の一部 大字西坪字道端二二六の四 大字西坪字下小行谷三五一の四、三五二の三、三五三の二、三五四、三五五、三五六の四の一部、三五七及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字東山王三八一の一部、三八四の一の一部、三八五の三の一部、三八五の五の一部、三九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西坪字東山王	大字西坪字東山王のうち三八一の一部、三八四の一の一部、三八五の三の一部、三八五の五の一部、三八六の四の一部

<p>大字西坪字下別所谷</p>	<p>大字西坪字西山王</p>	
<p>大字西坪字下別所谷のうち五七六の一の一部、五七七の二の一部、五七七の三の一部、五八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西坪字西山王のうち四四一の一の一部、四四一の三の一部、四五五から四五七までの一部、四六四の二の一部、四六五の一部、四六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字西坪字東山王三八六の四の一部、三八九の三、三九〇、三九一の二、三九一の三、三九二の一、三九八の一部、三九九の一、四〇一の一部、四〇二の一部、四〇七の一部、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二五、四二六の一、四二七の一、四二七の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字西坪字下別所谷五七六の一の一部、五七七の二の一部、五七七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字別所谷六〇〇の一部、六〇二の一部、六〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字西御建山六一九の二の一部、六二〇の一の一部、六二〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六二〇の三、六三九の一、六三九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字西坪字東御建山六四〇の一、六四一の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>三八九の三、三九〇、三九一の二、三九一の三、三九二の一、三九四の一の一部、三九八の一部、三九九の一、四〇一の一部、四〇二の一部、四〇七の一部、四〇八の二部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二五、四二六の一、四二七の一、四二七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字西坪字下小行谷三五六の四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字西坪字西御建山</p>	<p>大字西坪字別所谷</p>	<p>二の一部、四六五の一部、四六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字別所谷五九〇の一の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九二の一部、六〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字別所谷のうち五九〇の一の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九二の一部、六〇〇の一部、六〇二の一部、六〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五九六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字西坪字西山王四四一の一の一部、四四一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字下別所谷五八〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字西御建山六一九の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字名和字下大谷一〇〇九の一の一部、一〇〇九の二、一〇一〇の一部、一〇一〇の二の一部、一〇一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字西御建山のうち六〇六から六〇八まで、六〇九の一部、六一〇の一、六一〇の二、六一一から六一三までの一部、六一七の一部、六一七の二の一部、六一八の一部、六一九の二の一部、六一九の三、六二〇の一の一部、六二〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六二〇の三、六三九の一、六三九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字西坪字東御建山六四〇の一、六四九から六五二まで、六五三の一、六五三の二、六五四、六五六の一、六五六の二、六五八、六五九、六六〇の一、六六〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六六一の一と一体をなす国有地</p> <p>大字西坪字御建山六六二の一、六六三の一、六六三の二の</p>

<p>大字西坪字大尻</p>	<p>大字西坪字文珠谷</p>	<p>大字西坪字下高尾原</p>	<p>大字西坪字御建山</p>	<p>大字西坪字東御建山</p>
<p>大字西坪字大尻のうち七六九から七七三までの一部、七七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西坪字文珠谷のうち七四一の一部、七六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西坪字大尻七六九から七七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字下中畝八八三の一部、八八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字清代田九〇二の一部、九〇三及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇五と一体をなす国有地の一部 大字西坪字清代田平九一四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字西坪字下高尾原のうち六九六の一の一部、六九七の一部以外の区域</p>	<p>大字西坪字御建山のうち六六二の一、六六三の一、六六三の二の一部、六六三の三、六六五の四、六六六の一、六六八の二、六六九の二の一部、六七〇の一、六七〇の二、六七一の一、六七二の二、六七二の一部、六七六の二、六七七、六七八、六七九の一、六七九の二、六八〇の一、六八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一部、六六三の三、六六五の四、六六六の一、六六八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字東御建山のうち六四〇の一、六四九から六五二まで、六五三の一、六五三の二、六五四、六五六の一、六五六の二、六五八、六五九、六六〇の一、六六〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六四一の一、六六一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字西坪字清代田</p>	<p>大字西坪字下中畝</p>	<p>大字西坪字中馬山谷</p>	<p>大字西坪字西原谷</p>	<p>大字西坪字下馬山谷</p>
<p>大字西坪字清代田のうち九〇二の一部、九〇三、九〇七の</p>	<p>大字西坪字下中畝のうち八七七の一部、八八三の一の一部、八八四の一の一部、八八四の二、八八五の二、九〇〇の一部、九〇一の二、九〇一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西坪字中馬山谷のうち八六六の一の一部、八六七の一部以外の区域 大字西坪字文珠谷七四一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字西坪字大尻七七一から七七三までの一部、七七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字下馬山谷七七八、七八〇から七八四まで、七八五の一部、七八八の一の一部、七八八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字下中畝八七七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字西坪字西原谷のうち七九六、七九七、七九八の二、七九八の三、八〇〇、八〇一、八〇二の一、八〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字西坪字下馬山谷のうち七七八、七八〇から七八四まで、七八五の一部、七八八の一の一部、七八八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字西坪字下奥谷</p>	<p>大字西坪字下馬駄ヶ峯</p>	<p>大字西坪字上高尾原</p>	<p>大字西坪字狼谷平</p>	<p>大字西坪字清代田平</p>	
<p>大字西坪字下奥谷のうち九三三の二の区域 大字西坪字下中敵九〇〇の一部</p>	<p>大字西坪字下馬駄ヶ峯のうち九三二の一部、九三三の二の一部、九三五の一部以外の区域</p>	<p>大字西坪字上高尾原のうち九二八の二の一部、九二八の二の一部、九二八の三、九二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九二九の二、九二九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字西坪字狼谷平のうち九二四の二の一部、九二四の二の一部、九二五の一部、九二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西坪字清代田平のうち九一三、九一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九一一、九一五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>二の一部、九〇七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西坪字文珠谷七六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字下中敵八八四の二の一部、八八四の二、八八五の二、九〇〇の一部、九〇一の二、九〇一の四及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字清代田平九一三、九一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九一一、九一五と一体をなす国有地の一部 大字西坪字下馬駄ヶ峯九三二の一部、九三三の二の一部 大字西坪字下奥谷九三八の一部、九三九の一部</p>
<p>大字西坪字岩屋谷</p>	<p>大字西坪字上馬山谷</p>	<p>大字西坪字漆山</p>	<p>大字西坪字箱根谷</p>	<p>大字西坪字中々敵</p>	
<p>大字西坪字岩屋谷のうち九八六の一部、九八七の二の一部をなす国有地</p>	<p>大字西坪字上馬山谷のうち九六七の一部、九六八の一部、九六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西坪字漆山八六二の一部及び八六二、八六三、八六四の二と一体をなす国有地の一部 大字西坪字中馬山谷八六六の二の一部、八六七の一部 大字西坪字箱根谷九六一の一部、九六二の二の一部、九六四、九六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字西坪字岩屋谷九八六の一部、九八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八七の二、九八八と一体をなす国有地</p>	<p>大字西坪字漆山のうち八六二の一部及び八六二、八六三、八六四の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西坪字箱根谷のうち九六一の一部、九六二の二の一部、九六四、九六五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字西坪字清代田九〇七の二の一部、九〇七の三及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字下馬駄ヶ峯九三五の一部 大字西坪字中々敵九四五の二の一部、九四五の二の一部、九四六の二の一部、九四七の一部 大字西坪字上奥谷一〇三七の一部、一〇三七の二、一〇三八の二、一〇三八の二、一〇三九、一〇三九の二、一〇四〇、一〇四一の一部、一〇四二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字中々敵のうち九四五の二の一部、九四五の二の一部、九四六の二の一部、九四七の一部以外の区域</p>	

<p>大字西坪字上中 畝</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地並びに九八七の二、九八八と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字西坪字上奥 谷</p>	<p>大字西坪字上中畝のうち一〇一三の三以外の区域 大字西坪字上奥谷のうち一〇三七の一部、一〇三七の二、一〇三八の一、一〇三八の二、一〇三九、一〇三九の二、一〇四〇、一〇四一の一部、一〇四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西坪字下馬駄ヶ峯九三五の一部 大字西坪字上中畝一〇一三の三 大字西坪字上馬駄ヶ峯一〇四三の一部、一〇四七の一部、一〇五三の一部</p>
<p>大字西坪字上馬 駄ヶ峯</p>	<p>大字西坪字上馬駄ヶ峯のうち一〇四三の一部、一〇四七の一部、一〇五三の一部以外の区域</p>
<p>大字名和字上葛 蒲谷</p>	<p>大字名和字上葛蒲谷のうち九四三から九四五までの一部以外の区域</p>
<p>大字名和字下葛 蒲谷</p>	<p>大字名和字下葛蒲谷のうち九七八の一部、九七九の一部、九八二の一部、九八五の一の一部、九八五の二の一部、九八五の三、九八五の四の一部、一〇〇六の二、一〇〇六の一、一〇〇七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字名和字下大 谷</p>	<p>大字名和字下大谷のうち一〇〇九の一部、一〇〇九の二、一〇一〇の一部、一〇一〇の二の一部、一〇一一の三の一部、一〇一二の五、一〇一二の二、一〇一二の四、一〇一二の五、一〇一三の一、一〇一三の二の一部、一〇二〇の一部、一〇二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字名和字下葛蒲谷九八五の一の一部、九八五の二の一部、</p>
<p>大字名和字中大 谷</p>	<p>九八五の三、九八五の四の一部、一〇〇六の二、一〇〇六の一、一〇〇七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字別所谷五九六の三と一体をなす国有地の一部 大字西坪字西御建山六〇六から六〇八まで、六〇九の一部、六一〇の一、六一〇の二、六一一から六一三までの一部、六一七の一部、六一七の一の一部、六一八の一部、六一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字御建山六六九の二の一部、六七〇の一の一部、六七〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字名和字中大 谷</p>	<p>大字名和字中大谷の全域 大字名和字上葛蒲谷九四三から九四五までの一部 大字名和字下葛蒲谷九七八の一部、九七九の一部、九八二の一部、九八五の一の一部 大字名和字下大谷一〇二二の一部、一〇二二の二、一〇二二の四、一〇二二の五、一〇二三の一、一〇二三の二の一部、一〇二〇の一部、一〇二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西坪字御建山六七〇の一の一部、六七二の一、六七二の二、六七二の一部、六七六の二、六七七、六七八、六七九の一、六七九の二、六八〇の一、六八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字名和字大谷</p>	<p>大字名和字大谷のうち一〇三九及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字名和字中疇</p>	<p>大字名和字中疇のうち一〇四二の一部、一〇六六の一部以外の区域</p>
<p>大字名和字下狼 谷</p>	<p>大字名和字下狼谷の全域 大字名和字大谷一〇三九及びこれと一体をなす国有地 大字名和字中疇一〇四二の一部、一〇六六の一部</p>

鳥取県告示第五百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年七月二十七日

大字名和字狼谷	大字名和字狼谷のうち一一〇六の一部以外の区域
大字名和字中畝	大字名和字中畝のうち一〇八二の一部、一〇八二の一部、一〇八四の一部、一〇八四の二の一部、一〇八五の一部、一〇八五の二の一部、一〇八七の一部、一〇八七の二の一部、一〇八八の一部、一〇八八の二の一部以外の区域
大字名和字中畝一〇八二の二の一部、一〇八二の二の一部、一〇八四の二の一部、一〇八五の二の一部、一〇八七の二の一部、一〇八八の二の一部	大字名和字狼谷一一〇六の一部
大字西坪字下高尾原六九六の二の一部、六九七の一部	大字西坪字下高尾原六九六の二の一部、九二四の二の一部、九二五の一部、九二六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西坪字上高尾原九二八の二の一部、九二八の二の一部、九二八の三、九二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九二九の一、九二九の二と一体をなす国有地	大字西坪字上高尾原九二八の二の一部、九二八の二の一部、九二八の三、九二八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
土屋 均	鳥国医第三、〇八一号	昭和五十九年六月二十八日
中山 エリカ	鳥国医第三、〇八二号	"
三好 佐和子	鳥国医第三、〇八三号	"
山口 孝子	鳥国医第三、〇八四号	"
安岐 敏行	鳥国医第三、〇八五号	"
服部 協子	鳥国医第三、〇八六号	"
上原 信生	鳥国医第三、〇八七号	昭和五十九年六月二十九日
高田 峰代	鳥国薬第五四二号	"

鳥取県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、光徳土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る光徳西部地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営かんがい排水事業五千石井手地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年七月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年三月十四日 鳥取県指令受都計第三百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市の場字寺廻り

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市の場一一八

西尾愛治

鳥取県告示第五百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年五月二十一日 鳥取県指令受都計第九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎字高砂中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎一七三六一

渡部寿雄

鳥取県告示第五百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十一月二十二日 鳥取県指令受都計第二百七十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡気高町大字浜村字西浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

有限会社ふそう地所

代表取締役 浜田幸夫

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】